

各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域包括ケア「見える化」システムのプロトタイプ
の運用開始について

計 14 枚（本紙を除く）

Vol.357

平成26年2月28日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3944)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡

平成 26 年 2 月 28 日

各都道府県

介護保険主管課（室） 御中

各 保 険 者

厚生労働省老健局老人保健課

地域包括ケア「見える化」システムのプロトタイプの運用開始について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の共有（「見える化」）を進めることとしており、平成 26 年 2 月 28 日 23 時から、地域包括ケア「見える化」システムのプロトタイプの運用を開始いたします。

各都道府県及び保険者におかれましては、下記にご留意いただき、本システムをご活用ください。

記

- 平成 26 年 2 月 28 日 15 時より運用開始に向けた作業を行うため、本システム（<http://mieruka.mhlw.go.jp>）には、平成 26 年 2 月 28 日 23 時までアクセスできなくなります。
- 利用マニュアルは、本システムの「ヘルプ」に掲載していますので、そこからダウンロードしてください。
- 本システムへのログインについては、平成 25 年 12 月 24 日付事務連絡「平成 25 年度試行的「見える化」事業について」によりご案内している ID・パスワードをご利用ください。
- 本システムで提供される情報（指標データ、施策事例情報）を今後順次追加する見込みです。
- 本システムのデザイン・機能等は今後一部見直す可能性があります。

- 本システムのメンテナンスに伴う停止情報等については、ログイン画面に記載してお知らせします。
- Internet Explorer9 以前の古いブラウザを利用する場合には、一部の機能が利用できない場合や表示が非常に遅くなる場合があります。Internet Explorer と比較して Google Chrome は動作が速く、快適にご利用いただくことが可能です。
- 本システムの運用については、専用のヘルプデスクを設置しています。本システムの利用に関してご不明な点や不具合等については、こちらにご照会ください。また、本システムはプロトタイプであり、利用できる機能が限定されています。今後の地域包括ケア「見える化」システムの発展に向けて必要な機能等ご要望等についてもヘルプデスクで賜ります。

平成 25 年度試行的「見える化」事業ヘルプデスク

e-mail : mieruka-help@mri.co.jp

FAX : 03-5157-2143

地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ) 利用マニュアル(概要版)

平成 26 年 2 月 28 日版

厚生労働省 老健局 老人保健課

1. 介護・医療関連情報の「見える化」の推進の目的

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指す必要があります。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要になります。地域の特性は、高齢化の進展状況をとっても、人口が横ばいで 75 歳以上人口が急増する大都市部もあれば、75 歳以上人口の増加は穏やかで人口は減少する市町村部もあります。地域包括ケアシステムは、地域の実情を把握している保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

地域包括ケアシステムの構築を目指すにあたっては、都道府県・保険者が長期的な視点を持って、取り組む必要があります。第 5 期の介護保険事業計画から、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスといった地域包括ケアシステムの実現に必要な要素を記載する取組が始まっています。第 6 期以降の介護保険事業計画は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、いわば「地域包括ケア計画」として位置づけ、第 5 期計画で取組を開始した地域包括ケアシステム構築のための取組を承継発展させるとともに、在宅医療・介護連携の推進等に積極的に取り組み、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格化していく必要があります。都道府県・保険者が着実に計画を実行するためには、現状分析に基づいて実行状況を随時検証し、必要な施策を検討する必要があります。

これまで、現状分析を支援するためのツールとしては介護政策評価支援システムがあります。この機能を統合した上で、保険者・都道府県に対して全国比較等の結果を「見える化」し、直感的に分析可能とすること、分析で把握される同様の課題を抱える保険者等において取り組まれている施策等についての情報提供をすることにより、従来以上に保険者の介護保険事業運営を総合的に支援することが可能になります。

このようなことから、各地方自治体が行う、それぞれの地域の特性にあった地域包括ケアシステム構築に向けて、有益な情報を国民も含めて広く共有（＝「見える化」）することによって総合的な支援を推進します。

平成 25 年度においては、地域包括ケア「見える化」システムのプロトタイプ（以下、「本システム」という。）を構築し、平成 26 年 2 月 28 日より運用を開始し、随時内容を充実してまいります。

2. 地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）の概要

(1) 地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）の全体像

本システムの全体像は以下のようになっています。



(2)地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）が扱う情報の範囲

本システムには、あらかじめ以下の情報が登録されています。これらの情報は今後定期的に更新を行っていく予定です。

データ名称	データ概要・出典	登録期間等
介護保険総合DB	・認定ソフト2009SP3を使用して保険者から国に送信された要支援・要介護認定データ	平成24年5月 ～平成25年6月送信分
	・介護サービス施設・事業所から都道府県国保連合会に伝送された介護給付費請求情報データ	平成24年5月 ～平成25年6月審査分
日常生活圏域ニーズ調査結果	・予防情報送信ソフトを使用して保険者から国に送信された日常生活圏域ニーズ調査のデータ	平成26年1月 ～平成26年6月送信分 (予定)
介護保険事業状況報告	・厚生労働省が実施する公的統計調査のデータ ・詳細は厚生労働省ホームページ ¹ を参照	平成23年7月月報 ～平成25年8月月報
国勢調査	・総務省が実施する公的統計調査のデータ ² ・「地図で見る統計（統計GIS）」において公表される町丁・字等別集計を利用 ³	平成22年国勢調査（平成22年10月）
日本の地域別将来推計人口	・国立社会保障・人口問題研究所が実施した平成22年10月～平成52年10月までの市区町村別将来推計人口のデータ ⁴	平成22年10月 ～平成52年10月
施策事例情報等	・厚生労働省ホームページで公開されている地域包括ケアシステム構築へ向けた取組事例 ⁵ ・老人保健健康増進等事業によって実施された調査研究で得られた事例情報 ⁶	平成24年度老人保健健康増進等事業

¹ 介護保険事業状況報告（月報）の詳細は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0329-1.html>）を参照

² 国勢調査の詳細は総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>）を参照

³ 「地図で見る統計（統計GIS）」の詳細はe-Statホームページ（<http://e-stat.go.jp/SG2/eStatFlex/help/help.html?hid=72>）を参照

⁴ 「日本の地域別将来推計人口」の詳細は国立社会保障・人口問題研究所ホームページ（<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>）を参照

⁵ 詳細は厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/）を参照

⁶ 掲載している事例情報の詳細は参考資料1を参照

(3)地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）が提供する情報の概要

本システムでは、介護保険事業の現状分析に資する情報について都道府県、保険者及び日常生活圏域単位に情報提供を行います（提供される具体的な情報は参考資料 1 を参照）。

なお、本システムで提供される情報の集計に含まれる高齢者数が 10 人に満たない情報については、個人情報秘匿に配慮して提供を行いません（公的統計等で公表されている情報については、そのまま提供します）。

1)目的別に整理して提供する指標

介護保険政策評価支援システムで提供されている指標を提供しています。指標は、次の 7 つの目的に整理したうえで提供しています。介護保険政策評価支援システムの詳細については、「介護政策評価支援システムの解説（Ver1.02 2013/03/15）」を参照してください。

①保険給付と保険料のバランス分析

給付水準（第 1 号被保険者 1 人当たり給付月額）と第 1 号保険料の分析を行います。

②認定率のバランス分析

要介護度別の認定率、軽度（要支援 1～要介護 2）と重度（要介護 3～5）の認定率を分析します。高齢人口のうち、前期高齢者数・後期高齢者数の割合で認定率を補正し、公平な分析ができるようにしています。

③要介護度別のサービス利用のバランス分析

居宅・地域密着型・施設サービスそれぞれについての要介護別のバランスを分析します。居宅重視・中重度認定者重視の利用が達成されているか、などを点検します。

④サービスのトータルバランス分析

在宅と施設、福祉と医療のバランス、各サービスの整備状況のバランスを分析します。過剰なサービス、不足しているサービスを点検し、今後のサービス整備の方向を考えます。

⑤要介護度別の居宅サービス利用者の給付単位数分布の分析

居宅サービス受給者 1 人 1 人のサービス利用額の分布を分析します。ケアプラン作成にあたって、適切なアセスメントが行われ、適切なケアプランが提供されているかを点検するとともに、要介護者とその家族の利用意識を検証します。

なお、本システムでは介護政策評価支援システムで提供されている指標のうち、指標 5-1 及び指標 5-2 については提供を行っていません。

⑥ケアプランを考える

居宅サービス受給者のケアプランについて、要介護度別に、いくつの種類のサービスが組み込まれているか、どのようなサービスが組み込まれているか等を分析します。

⑦個別サービスを考える

ケアプランに組み込まれる訪問介護等のサービスについて、要介護度別に、どのくらい利用されているか等を分析します。

2)特性別に整理して提供する指標

指標は、次の5つの特性に整理したうえで提供しています。各特性で提供される具体的な指標の詳細については、参考資料1を参照してください。

①都道府県・保険者の属性

総人口、世帯数、高齢化率等の都道府県・保険者における基本属性となる指標を提供しています。

②保険給付と保険料のバランス

第1号被保険者1人当たり保険給付月額、第1号被保険者の基準保険料月額を提供しています。

③要介護認定

要介護者数及び要介護認定率等、要介護認定に関連する指標を提供しています。

④サービスの利用状況

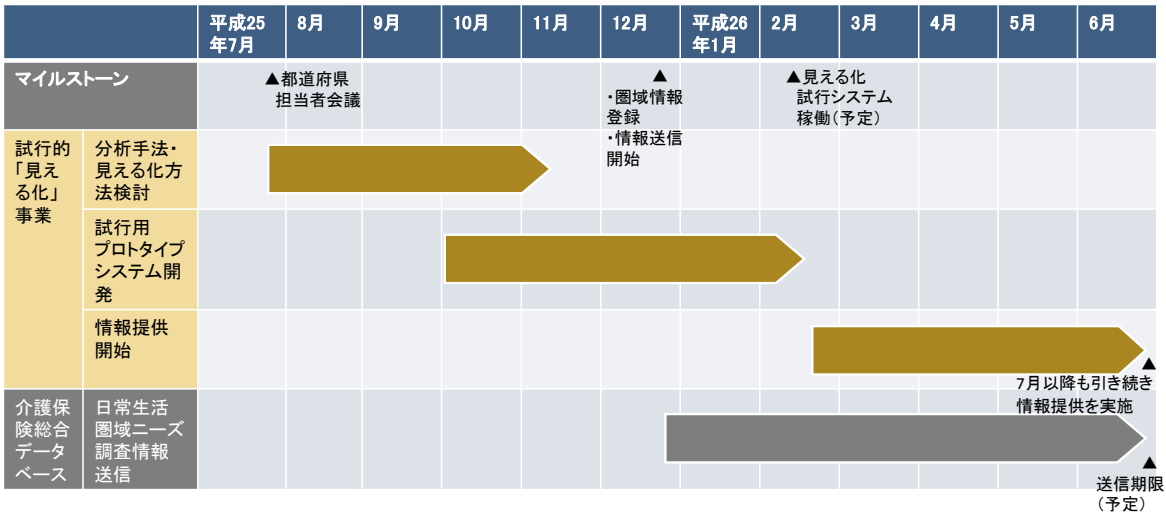
サービス種類別第1号被保険者1人当たり給付月額、受給率等のサービスの利用状況に関連する指標を提供しています。

⑤保険者内の高齢者の状況

日常生活圏域ニーズ調査の結果から算出されるリスク高齢者の割合、社会参加の状況等の高齢者の状況に関連する指標を提供しています。

(4)今後のスケジュールについて

本システムは平成 26 年度についても引き続き運用を行う予定です。また、日常生活圏域
ニーズ調査結果情報を送信いただく保険者については、平成 26 年 6 月頃までを目途に送信
をお願いします。

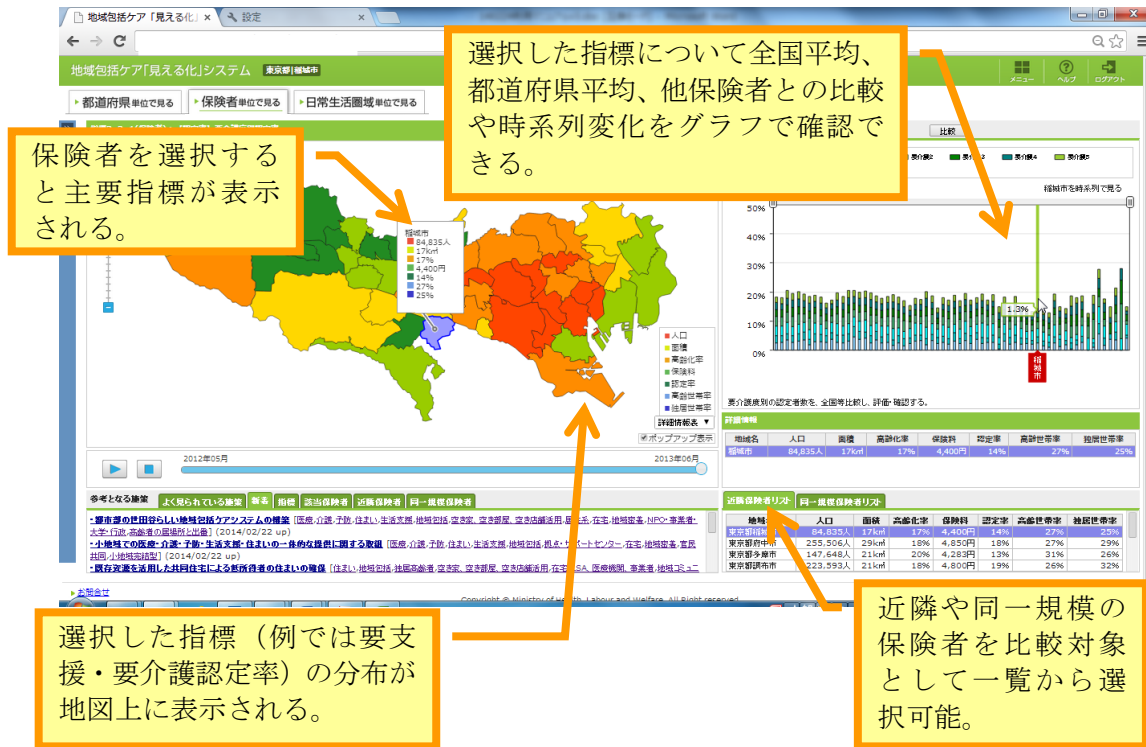


(5)地域包括ケア「見える化」システム（プロトタイプ）の機能概要

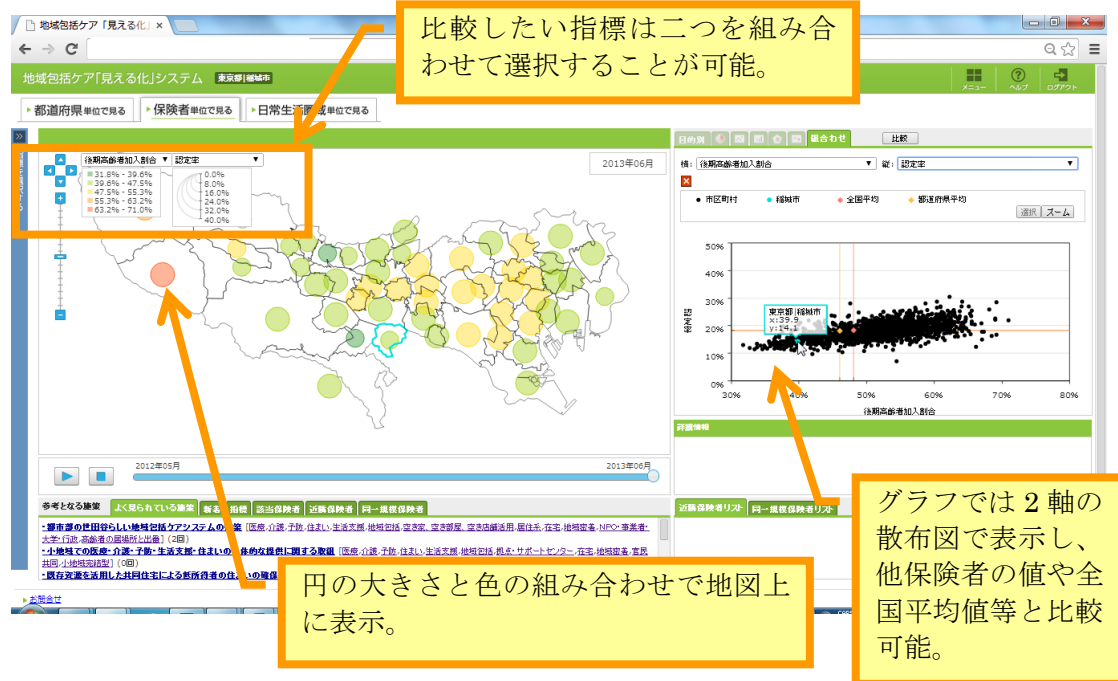
1)都道府県・保険者間比較による現状分析

本システムで提供する情報は地図及びグラフによって「見える化」し、都道府県間・保険者間の比較を直感的に分析できるように提供されます。

図表：一つの指標について保険者間比較を行う場合



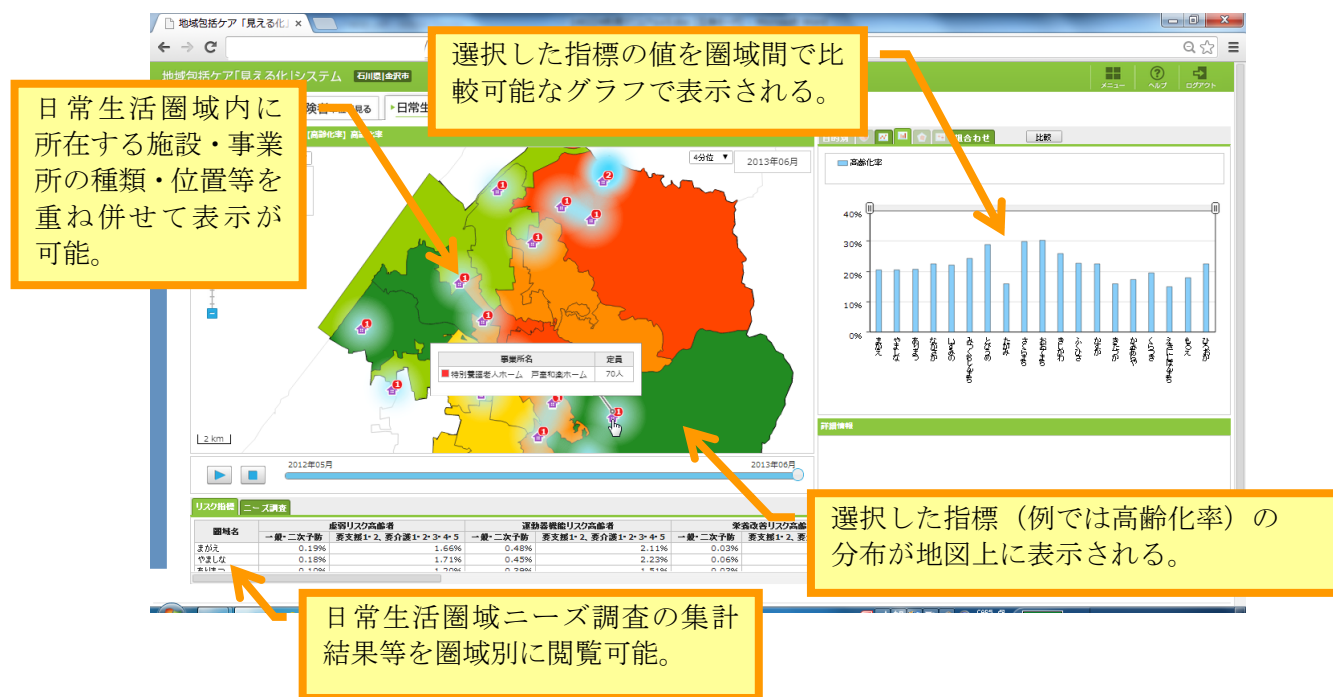
図表：二つの指標の組み合わせで保険者間比較を行う場合



2)日常生活圏域間比較による現状分析

本システムで提供する情報は地図及びグラフによって「見える化」し、日常生活圏域間の比較を直感的に分析できるように提供されます。また、日常生活圏域内に所在する事業所の位置等を重ね併せて分析することも可能です。

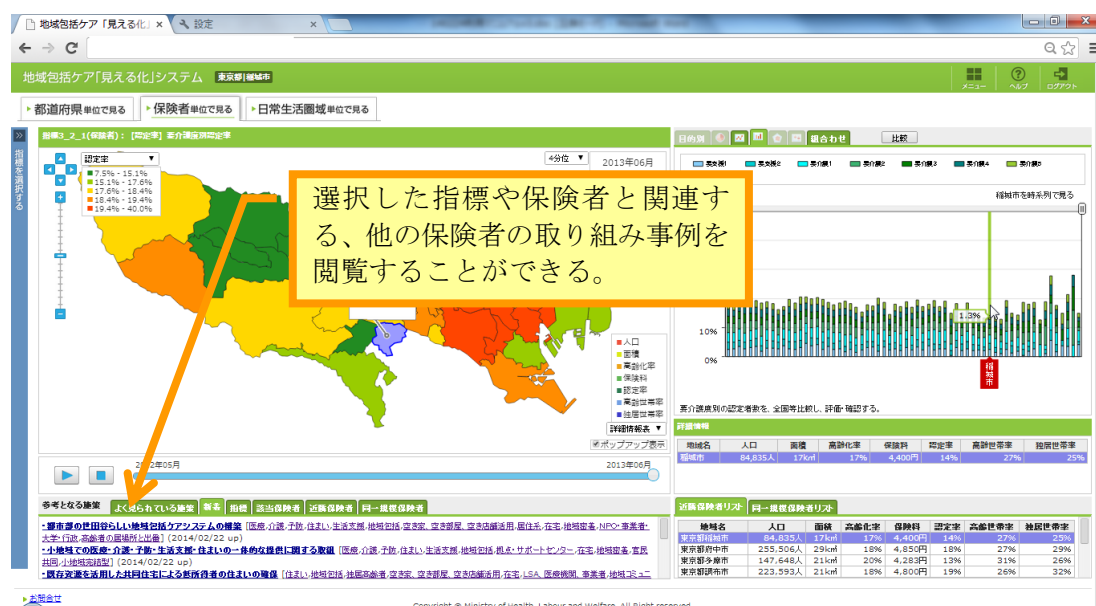
図表：日常生活圏域間の比較を行う場合



3)都道府県・保険者による取組事例の参照

表示している指標や比較対象として選択した保険者に関連する地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み事例等を閲覧することができます。

図表：都道府県・保険者による取組事例を閲覧する場合



また、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み事例等は、キーワードで検索することも可能です。

図表：都道府県・保険者による取組事例を検索する場合

任意のキーワードで検索することが可能。

地域名	タイトル	公開回数	作成日付	タグ
愛知県	都市部の世田谷らしい地域包括ケアシステムの構築	2回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 愛知県 愛知県庁 愛知県健康増進局 愛知県福祉部 愛知県社会福祉協議会 愛知県高齢者支援センター 愛知県障害者支援センター 愛知県障害児支援センター 愛知県障害児支援センター 愛知県障害児支援センター
岐阜県	小地域での医療・介護・予防・生活支援・住まいの一体的な提供に関する取組	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 岐阜県 岐阜県庁 岐阜県健康増進局 岐阜県福祉部 岐阜県社会福祉協議会 岐阜県高齢者支援センター 岐阜県障害者支援センター 岐阜県障害児支援センター 岐阜県障害児支援センター 岐阜県障害児支援センター
南都府	既存資源を活用した共同住宅による居場所づくりの推進	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 南都府 南都府庁 南都府健康増進局 南都府福祉部 南都府社会福祉協議会 南都府高齢者支援センター 南都府障害者支援センター 南都府障害児支援センター 南都府障害児支援センター 南都府障害児支援センター
柏市	行政と民間企業の協働による在宅医療の推進と医療介護連携	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 柏市 柏市庁 柏市健康増進局 柏市福祉部 柏市社会福祉協議会 柏市高齢者支援センター 柏市障害者支援センター 柏市障害児支援センター 柏市障害児支援センター 柏市障害児支援センター
春日市	社会福祉協議会と地域福祉の協働による日常生活支援体制の構築	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 春日市 春日市庁 春日市健康増進局 春日市福祉部 春日市社会福祉協議会 春日市高齢者支援センター 春日市障害者支援センター 春日市障害児支援センター 春日市障害児支援センター 春日市障害児支援センター
竹田市	介護保険外のサービスの提供とそれを活用した介護予防と自立生活支援	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 竹田市 竹田市庁 竹田市健康増進局 竹田市福祉部 竹田市社会福祉協議会 竹田市高齢者支援センター 竹田市障害者支援センター 竹田市障害児支援センター 竹田市障害児支援センター 竹田市障害児支援センター
上天草市	高齢者における生活支援の推進づくり	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 上天草市 上天草市庁 上天草市健康増進局 上天草市福祉部 上天草市社会福祉協議会 上天草市高齢者支援センター 上天草市障害者支援センター 上天草市障害児支援センター 上天草市障害児支援センター 上天草市障害児支援センター
川崎市	認知症地域支援推進事業	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 川崎市 川崎市庁 川崎市健康増進局 川崎市福祉部 川崎市社会福祉協議会 川崎市高齢者支援センター 川崎市障害者支援センター 川崎市障害児支援センター 川崎市障害児支援センター 川崎市障害児支援センター
大和町	住民自ら考える互助の地域づくり	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 大和町 大和町庁 大和町健康増進局 大和町福祉部 大和町社会福祉協議会 大和町高齢者支援センター 大和町障害者支援センター 大和町障害児支援センター 大和町障害児支援センター 大和町障害児支援センター
堺市	複業者の施設機能を地域に開放	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 堺市 堺市庁 堺市健康増進局 堺市福祉部 堺市社会福祉協議会 堺市高齢者支援センター 堺市障害者支援センター 堺市障害児支援センター 堺市障害児支援センター 堺市障害児支援センター
米子市	複業者の施設機能を地域に開放	0回	2014/02/22up	医療・介護・予防・住まい・生活支援 地域包括ケア 米子市 米子市庁 米子市健康増進局 米子市福祉部 米子市社会福祉協議会 米子市高齢者支援センター 米子市障害者支援センター 米子市障害児支援センター 米子市障害児支援センター 米子市障害児支援センター

【地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)に関連するお問い合わせ先】

平成 25 年度試行的「見える化」事業ヘルプデスク

(株式会社三菱総合研究所 人間・生活研究本部内)

メール mieruka-help@mri.co.jp / FAX 03-5157-2143

【修正履歴】

日付	修正内容
2014.2.28	初版